

いじめ防止対策推進法第 30 条第 3 項に基づく調査結果報告

平成 29 年 3 月 28 日

福 島 県

## 第1 調査経過

### 1 事案の概要

- (1) 平成27年9月18日、会津地方の県立高校（以下「本校」という。）において、2年生の女子生徒（以下「Aさん」という。）が校舎内で自死するという事案が発生した。
- (2) 福島県教育委員会は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第28条第1項に規定する重大事態として捉え、同年9月30日に福島県いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置し、いじめの事実の有無と、いじめと自死との因果関係について明らかにするため、対策委員会に諮問した。
- (3) 平成28年2月19日、対策委員会は県教育委員会へ調査報告書を提出した。
- (4) 平成28年2月21日、教育長が県教育委員会の考え方と今後の対応をAさんの保護者に説明し、承諾を得て翌2月22日に調査報告書の内容を公表した。
- (5) 平成28年3月30日、法第30条第1項の規定に基づき県教育委員会から知事に調査結果の報告がなされた。その際、Aさんの保護者から、再調査の申立書が提出された。

### 2 対策委員会の調査結果概要

#### (1) いじめの有無

平成26年夏頃より、同じ部活動に所属する1学年先輩の女子生徒（以下「Bさん」という。）から、練習中の厳しい指導による叱責や辛辣な言葉かけ、無視や冷淡な態度をとる等の行為があり、これらの行為は法第2条に規定する「心理的に影響を与える行為」であること、また、Aさんが「先輩が怖い」、「部活に行こうとすると気持ち悪くなる」と述べ、同年9月頃から欠席が多くなったことが同条に規定する「心身の苦痛を感じているもの」といういじめの定義に該当することから、「いじめは存在した」と判断したと報告している。

#### (2) いじめと自死の因果関係

自死の原因はいじめによる悩みだけでなく、下記のとおり様々な要因が考えられることから、「いじめと自死の間に直接的な因果関係を認定するまでには至らなかった」と対策委員会は報告している。

##### ア 部活動に関して

(ア) 楽器演奏の技能向上を目指していたが、部活動を休むことが多くなったため、思うような技能の向上が見られず焦りを感じていた。

(イ) 不参加が重なる中で進級し、下級生の入部により部活動内での居場所を確保することが徐々に困難になっていった。

(ウ) Aさんは平成27年6月から休部し、Bさんが引退した同年8月に部活動に復帰したものの、再び部活動に参加しなくなったのは、下級生しかいないグループのリーダーとして役割を背負うことに葛藤があったものと推測される。

イ 部活動以外の学校生活に関して

2年次のAさんのクラスメートが「一人でいることが多かった。」と述べていることから、Aさんは悩みを打ち明けられる友人は多くはなく、部活動以外での人間関係においても悩みがあったと思われる。

ウ 学習面に関して

中学時代は成績優秀だったが、高校に入学して学業不振に陥り、1年秋以降は欠席も多くなって、授業についていくだけでも大きな負担となり、悩んでいたと考えられる。

(3) 調査報告書に対するAさんの保護者の意見

ア Aさんの心身の健康状態及びいじめと自死との因果関係について、精神医学的・心理学的な観点から検証してほしい。

イ 部活動内の先輩から後輩への指導という関係性で生じたいじめの構図について、企業内パワハラにおける知見を念頭においた分析・検証をしてほしい。

ウ 加害者であるBさんの行動分析と、学校での問題の把握状況、行為を止めるための対応について検証してほしい。

エ 学校・教員のいじめに対する認識や法に基づく基本方針の理解が十分であったのか、対応は適切であったのか検証してほしい。

オ Aさんの人物像について、高校進学前の交友関係や学校での様子も踏まえ、検証してほしい。

カ 中立・公正な調査を進めるため、県外の有識者を委員として選定してほしい。

### 3 知事から福島県いじめ問題調査委員会に対する諮問

平成28年4月16日、知事から福島県いじめ問題調査委員会（以下「本委員会」という。）に対し、以下の事項について諮問した。

(1) 重大事態について精神医学的・心理学的観点からの検証

(2) 学校における組織間の連携といじめ防止の理解についての検証

## 【福島県いじめ問題調査委員会委員構成】

(五十音順、敬称略)

専門分野	氏名	所属名・職名	
医療	板垣 俊太郎	福島県立医科大学医学部講師	委員
福祉	遠藤 君子	福島県民生児童委員協議会副会長	委員
教育	神山 敬章	明星大学教育学部教授	委員長
法律	菊地 秀	仙台弁護士会	臨時委員
心理	酒井 芳子	福島県臨床心理士会副会長	委員
法律	鈴木 靖裕	福島県弁護士会	委員
福祉	滝田 良子	福島虐待問題研究会事務局長	委員
医療	福地 成	みやぎ心のケアセンター地域支援部長	臨時委員

#### 4 審議経過

開催日	全体会	調査会議	調査等
H28. 4. 16	第 1 回委員会		
H28. 7. 16	第 2 回委員会		
H28. 7. 17～			アンケート等分析
H28. 8. 24			家族聞き取り調査
H28. 9. 7			主治医聞き取り調査
H28. 9. 16		第 1 回調査会議	
H28. 10. 4		第 2 回調査会議	
H28. 10. 18			第 1 回学校調査
H28. 10. 21			第 2 回学校調査
H28. 10. 29		第 3 回調査会議	
H28. 11. 7			第 3 回学校調査
H28. 11. 12		第 4 回調査会議	
H28. 12. 9			第 4 回学校調査
H28. 12. 16			家族聞き取り調査
H28. 12. 18	第 3 回委員会		
H29. 1. 24			調査結果家族説明
H29. 1. 29		第 5 回調査会議	
H29. 2. 1		第 6 回調査会議	
H29. 2. 7		第 7 回調査会議	
H29. 2. 15		第 8 回調査会議	
H29. 2. 26	第 4 回委員会		
H29. 3. 2		第 9 回調査会議	
H29. 3. 10			調査結果家族説明
H29. 3. 11		第 10 回調査会議	
H29. 3. 15		第 11 回調査会議	
H29. 3. 28	第 5 回委員会		
学校調査では校長を始め教員等 15 名から聞き取り調査を実施			

## 第2 調査結果

### 1 いじめの認定

対策委員会が実施した生徒へのアンケートや聞き取り調査等を調査・分析した結果、BさんはAさんに対し以下の言動を行っていたことが確認され、これらの言動はAさんに心理的な影響を与える行為であり、Aさんはこれらの言動により心身の苦痛を感じていたことから、法第2条に規定するいじめとして認定した。

- (1) 平成26年8月の3年生引退後から10月末まで
  - ・ Bさんは、Aさんの挨拶を無視し、パート練習中に声をかけられても無視した。
  - ・ Bさんは、Aさん1人だけを乱暴な言葉で注意した。
  - ・ Bさんは、Aさんを1人だけ廊下に出しパート練習から除外した。
  - ・ Bさんは、Aさんに3年に1度開催される公開学校文化祭の公演の直前に「本番では楽器の音を出すな」と言い、Aさん一人だけに吹きまねをさせた。
- (2) 平成26年11月から平成27年3月まで
  - ・ Bさんは、Aさんのみが原因でアンサンブルコンテストのオーディションに落選したかのようにAさんを何度も責めた。
  - ・ Bさんは、Aさんの挨拶、パート練習中の問いかけを無視し、Aさんがパート練習中で楽器の音を鳴らすと目障りそうににらみ、Aさんをパート練習から除外し個人練習をさせるなどの言動を行った。
  - ・ Bさんは、サクスパート内で差し入れを配る際、Aさんにだけ何も言わずわざと落とすような感じで渡し、落ちても拾わないことがあった。
- (3) 平成27年4月以降
  - ・ 春合宿において、Bさんは周囲の忠告を聞き入れずパート練習を全く行わず、Aさんを離れた場所で個人練習させた。
  - ・ 部のミーティングにおいてBさんはAさんの前で「アンサンブルコンテストの件でAさんを恨んでいる」「もう好きになれない」「生理的に一緒の空間にいると呼吸困難になる」「Aさんと一緒にいると吐き気がする」とAさんの人格を否定するような発言をした。
  - ・ Bさんは同じパートの1年生部員に対し「Aさんは物を盗むから気をつけた方がいいよ。大事な物は置いとかないようにね」「Aさんには1番重要性の低いテナーサクスをやらせた方がいいよ」と申し送りした。
  - ・ Bさんは1年生部員と別のLINEグループを作成し、Aさんに従前

のLINEグループでAさんの休部前は部活動の一部情報を送信せず、休部後は部活動の情報を一切送信しなかった。

## 2 学校の対応、措置の検証 (諮問(2)に対する答申)

本校では、平成26年4月に「学校いじめ防止基本方針」が策定され、同方針に基づき、校長、教頭、生徒指導部長、学年主任、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラーで構成する「いじめ対策委員会」が設置されているが、同方針の年間計画で定められているアンケート調査やいじめ防止対策会議等の活動は事件発生まで行われておらず、同委員会はほとんど機能していなかった。

一方、本校には、いじめ防止の役割を果たすべき組織体として学年会や生徒指導部が設置されており、また、スクールカウンセラーが配置され、カウンセリングにより得られた情報を学校側に伝えるコンサルテーションが開催されていた。

これらの仕組みを前提として、本件における本校での対応について検証した結果は以下のとおりである。

### (1) いじめ防止に関する取組

いじめ対策委員会の活動はほとんど認められず、いじめ防止に関する啓発や研修も見られない。本校は進学校であり、本校全体にいじめに対する警戒感が希薄であった。

### (2) 教職員らの基本的な姿勢

教職員の間では、自己の直接の受け持ち範囲を超えて他の教職員に意見や介入することは控えるべきとの傾向がみられ、組織的対応につながりにくい風土となっていた。

### (3) 会議体間の情報共有、連携

本校では、学年の枠を超えて情報共有が必要な事案等について、どのように会議体間で連携するのか予め決まっておらず、管理職による適切な介入も確認されなかった。

### (4) 生徒指導部の活動状況

生徒指導部は、学年会からの求めがなければ個々の問題に介入できない仕組みとなっており、本件について取り組むことはなかった。

### (5) AさんのHR担任と学年会の対応等

1年次は、Aさんの欠席や早退は学業の悩みが原因と理解し、Bさんとの問題に到達することができなかった。

2年次の4月下旬、担任がようやく、Aさんが部活動内のトラブルで悩んでいることを察知して学年会で対応を検討し、当面、部顧問からB

さんを指導するという対応方針を決定した。5月下旬の学年会では、部顧問から「Bさんに事情聴取したところ、『私の方が被害者である』と言い張って話にならなかった」との報告がなされ、顧問からBさんへの指導を継続しつつ様子を見守るとの方針を決定した。6月上旬、担任がAさんと個別面談を行い、部活を休部することを助言した結果、Aさんが休部を決断したことから、本件をいじめとして扱わず、また、生徒指導部案件としても扱わないこととし、様子を見ながら必要に応じて指導していく方針を決定した。これら2年の学年会の判断は、いじめの理解を誤っており、Aさんのいじめ問題について学校がとるべき適切な対応を怠る結果につながった。

(6) BさんのHR担任と学年会の対応等

Bさんの担任は平成27年5月中旬のコンサルテーションに参加した際、AさんとBさんとのトラブルを把握し学年会に報告した。Bさんの学年会では、部活動内での問題であるので部顧問が対応すべきとの理由から、学年会での対応を検討したり、情報収集やBさんへの事実確認などの具体的な対応をとることはなかった。

(7) カウンセリング、コンサルテーションの対応

平成27年度、Aさんは3回のカウンセリングを受けており、Bさんから受けた仕打ちにより長期欠席していたこと、医療機関を受診し抗不安薬を服用していたこと、部活動のパート編成を変えられたことにより部活動に行けずに悩んでいることなどを相談した。相談の内容はコンサルテーションを経て、各学年会や教頭、校長にも報告されていたが、いじめの認知やいじめ防止対策の実施にはつながらなかった。

(8) 部顧問の対応の問題

平成26年度、吹奏楽部の顧問らは、部員の自主性を重視する方針をとっており、AさんとBさんとの間のトラブルを察知していなかった。

平成27年4月、第2顧問が部員からAさんとBさんとのトラブルに関する情報を聞き、第1顧問に対応を相談するが、第1顧問は特に対応することはなかった。同年5月、第1顧問は、2年の学年会からの要請に基づきBさんへの指導を試みたものの、Bさんが自分こそが被害者だと強く述べたため、それ以上の追及や指導を行わず、その後も十分な事実確認を行ったり、それを踏まえての措置や再発防止策を行うことはなく、AさんとBさんの見守りや観察も行わなかった。

(9) Bさんの訴えに対する本校の対応の問題

Bさんは、Aさんとの関係で悩んでいることなどを顧問に複数回相談したが、顧問の助けを得ることができなかった。また、Bさんは、顧問や担任から、Aさんへの接し方がいじめにあたるとの指導を受けること

はなかった。本校が適切な支援や指導を怠ったことは、Aさんに対して重大な影響を与えただけでなく、Bさんに対して自己の行為を改める機会を失わせる結果につながった。

#### (10) 管理職の対応の問題

平成27年5月以降、2年の学年会やコンサルテーションで取り上げられたAさんとBさんに関する情報は、校長、教頭へも伝えられていたが、校長及び教頭は、本件について積極的な介入は行わなかった。

#### (11) 事件発生後の学校対応の問題

事件発生後、本校では、校長が教職員に対し再発防止のための対応を指示していたものの、対策委員会の報告書を教職員が全く閲覧していないなど、自ら事件の背景を調査して事案を解明する努力や事件を教訓に具体的な再発防止を検討するような活動は不十分だった。

本件における本校の対応、措置は以上のとおりであり、学校は当初、Aさんの欠席や早退は学業の悩みが原因としていじめの問題に到達できず、何ら対応を行っていなかった。その後、担任を始め複数の教員がいじめに該当する情報がある程度把握し、学年会での対応協議や担任による個別面談、コンサルテーションが開催され、これらの情報は校長や教頭にも報告されていた。しかしながら、本件はいじめの問題として扱われず、部顧問に対応が任され、いじめ防止対策会議の開催等の組織的な対応はなされなかった。平成27年6月、担任の助言によりAさんが部活動を休部したのを機に学校の警戒感は薄れ、見守り等の対応もなされなかった。

### 3 自死の原因の検証

#### (1) 精神医学的・心理学的観点からの検証（諮問（1）に対する答申）

Aさんの就学前までをまとめると、発達歴には特に問題はなく、室内遊びを好むような引っ込み思案ではあったが、定型発達児であったと推測される。小学校時代を概観すると、小規模校であったがクラスの関係性は悪くなく、水泳で活躍したり、勉強も優等生であったりしたようである。読書家で様々なジャンルの本を興味の趣くままに読んでいた児童であった。中学校時代を概観すると、学校生活、友人関係とも充実しており、成績も良く吹奏楽部や生徒会活動なども積極的に過ごせていた。

高校1年生時を概観すると、中学までトップクラスであった成績が進学校に入り、中ぐらいの成績になってしまった事実ではあったが、成績的には数学の伸び悩みは気にしていたものの、深刻な悩みではなかったと

推測される。クラスの間人間関係に悩むこともなかった。部活動については、バリトンサクソからテナーサクソへのパート変更、Bさんが同級生の男子2名と比較して自分に対して厳しく当たることへの疑問などがあり、平成26年9月中旬から朝に出現する心窩部痛、下痢、めまいなどの身体化が起こっており、不登校の原因となった。これは、主治医の診断のとおり、部活の間人間関係を起因とした心因反応であったと推測される。病院での治療は奏功し、少量の抗不安薬と精神療法にて症状は比較的早期に改善傾向となり、月1回程度、計4回の外来治療にて軽快しており、終診となった。

高校2年生から自死までの経過を見ると、春休みを順調に過ごしたが、4月上旬の吹奏学部の合宿後、再び体調を崩し、病院の再診となっている。診察場面では本人の優しい性格もあり、特定個人を攻撃することはなかった。しかしながら、何らかのストレスに暴露されたことは想像できる。その後しばらく部活を休部して、7月30日の最終受診までの間に精神的な回復を認め、再度終診となった。8月の夏休みもディズニーランドに行けるまで回復したが、やはり8月18日の部活復帰後もすぐに部活を休み始めており、今までの経過を勘案すると、部活内での何らかのストレスが原因と推測される抑うつ状態が再燃したと考えるのが妥当であろう。少なくとも、家族関係は良好であり、父親も登校を援助したり、言葉がけをしたり適切な対応をしていた。趣味を通じた友人関係も良好であり、葛藤は経過からは伺えなかった。勉強に悩むような様子もなかった。主治医の対応も適切であり、薬物療法も必要最小限になされており、治療中は症状緩和に効果的であったし、心因反応うつ状態の症状が寛解してからの治療終結の時期も適切であったと判断する。

Aさんの両親からの聞き取り調査とカルテ情報を基にした主治医からの聞き取り調査からは、心因反応うつ状態の発症には、吹奏楽部の先輩であるBさんによる厳しい指導が原因であったと推測された。また、その後の経過において、抑うつの再燃は吹奏学部との関わりが影響していた。平成27年7月下旬の治療終結までの経過は回復過程にあり良好であったようだが、8月中旬の部活復帰後から自死に至った経過については医学的資料がなく不明である。治療過程から推測できるのは、本人の抑うつ状態の再燃は吹奏学部との関わりを持った時期に重なって繰り返しており、8月中旬の部活復帰後もすぐに部活動を休み始めていることから、部活内の何らかの対人葛藤が心因反応うつ状態の再燃に寄与し、自死という結果を招いた可能性があるということであろう。

## (2) 自死の原因

Aさんは、1年次の8月以降にBさんからいじめを受けて心身の不調に苦しめられていただけでなく、2年次の8月中旬に部活動に復帰してからも、吹奏楽部内での対人葛藤に悩んでいた可能性が高いと考えられます。そして、Aさんの対人葛藤の悩みの大部分は、Bさんのいじめの影響を受けて生じていたと考えるのが自然といえます。その意味で、Aさんの自死の大きな要因として、Bさんによるいじめの存在とその影響が挙げられます。

さらに本件では、本校がAさんとBさんの問題に関して適切に対応していなかったことにより、Aさんが長期間Bさんのいじめ及びその影響に長い間悩まされ続けていたと考えられます。その意味で、いじめ防止に関する組織・運用面での問題から個々の場面における教職員の対応の問題まで含めて、上記で指摘した各場面における本校の不適切対応もまた、Aさんを自死に追い込んだ大きな要因であると考えられます。

それ以外にもAさんを悩ませていた事情があったかもしれませんが、本委員会の調査によれば、上記の2つの要因ほどAさんを苦しめていた他の要因は見当たらないと考えます。

子どもの自死の多くは様々な原因からなる複雑な現象であり、BさんのいじめがAさんの自死に与えた影響が何%かを数値化することはできません。ですが、本件の事情をいじめ防止の観点、教育学・社会学的観点から厳しい目で見れば、Bさんのいじめ及び本校の不適切対応とAさんの自死との間には、因果関係があると判断すべきと考えます。

### 第3 提言

本委員会は、県知事より2項目の内容の諮問を受け、調査検証したことを踏まえ、以下のとおり再発防止に向けての提言を行うものです。

文部科学省は平成22年3月に、学校における生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し教員間や学校間指導に関する学校・教職員向けの基本書として、「生徒指導提要の作成に関する協力者会議」の提言により「生徒指導提要」を取りまとめました。

本事案におけるいじめに関しては、第6章では、学校による組織的対応や学校種間の連携について述べています。また児童生徒全体への指導と個別の課題を抱える児童生徒への基本的な考え方にも触れています。以下要約を抜粋し記すこととします。

#### 1 いじめ問題の理解

教員は、いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得るもの

であること、また、誰でもが被害者にも（慣習）加害者にもなり得るものであることを十分認識したうえで、【1】いじめをとらえる視点では、昭和60年以来のいじめの定義を平成18年に「一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じているもの」と変更されました。いじめられる側の精神的・身体的苦痛の認知として見直すことで、児童生徒がいじめを認知しやすいようにしたものと考えられます。しかし、従来の調査基準にみられる、いじめは力の優位一劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく反復継続して行われるという指摘は、いじめの本質を的確に突いており、そのために、いじめられる児童生徒は加害者を訴え出る意欲を奪われ、無力感に陥ってしまいかねないと述べています。また、【2】いじめの構造では、いじめが意識的かつ集合的に行われるというなかで、いじめられる児童生徒は他者との関係を断ち切れ、絶望的な心理に追い込まれていき、ある個人を意図的に孤立させようとする集団の構造の問題を指摘しています。

いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」や「傍観者」の存在も指摘していますが本事案は根本的には一対一のものですが学校や部活内の対応も間接的に加害者と被害者の関係をより悪化させたことは明白といえましょう。また、「仲裁者」の存在も機能的でないといえましょう。

さらに、【3】いじめる心理としては、いじめの背景にあるいじめる側の心理を読み取ることの重要性も指摘して、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などのみきわめやいじめの衝動を発生させる原因の①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団などにおいて、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられる）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤いじめの被害者となることへの回避感情などが挙げられます。

## 2 いじめ問題への対応

いじめに取り組む基本姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することを前提に「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童生徒に徹底させるとともに、教職員自らそのことを自覚し、保護者や地域に伝えていくことが必要です。いじめが生じた場合には、いじめられている児童生徒に非はないという認識に立ち、組織的対応によって問題の解決を図り、心の傷の回復に向けた本人への働きかけを行うと同時に、学校全体として社会性をはぐくむ取組につなげていくことも大切だと述べられています。

さらに、①いじめの早期発見と早期対応、②組織的対応の進め方、③いじめ対策としての開発的・予防的生徒指導の充実、の3項目を具体的に挙げいじめ問題に対する学校や教職員に対して指導指針とするように求めています。

以上のことを踏まえ、提言の総括として以下11項目にわたりまとめるものです。

(1) いじめの定義に関する正しい理解を全教職員で共有すること

学校がいじめ事案に対して適切に対応するためには、教職員が形式的にいじめ防止対策推進法の定める「いじめ」の定義を覚えているだけでは足りません。本件に即して言えば、いじめを受けている本人がいじめと認識していないからそれは「いじめ」ではない、という教職員らの理解は明らかに誤りです。また、教職員らが生徒に対するいじめを疑わせる事情を把握していて、その生徒が心身の不調を訴えて学校を欠席がちになっていることを知りながら、当該行為が「いじめ」ではないから学校として特段の対応を取らないという判断も誤りです。「いじめ」の定義に関する正しい理解を全教職員に徹底させ、「いじめ」を見逃すことなく適切な対応を取る必要があります。

(2) いじめかどうかを即断せず、いじめの疑いがあればいじめ防止措置をとること

いじめは、そもそも教職員や保護者らが発見しづらい形で行われるものです。ですから、学校が何らかの疑わしい端緒をつかんだ場合には、この程度はいじめではないなどと安易に即断せず、いじめがあるかもしれないと思って積極的に対処することが求められます。また、学校は、いじめを受けているのに被害を訴えない生徒がいることをはっきり自覚する必要があります。そのような生徒に対するいじめも見逃さないよう、注意深く生徒らの観察や見守りを行う必要があります。教職員がいじめの認知に消極的な態度をとり、結果として、いじめを見逃すようなことがあってはなりません。

なお、いじめであろうとそうでなかろうと、欠席・遅刻・早退の多い生徒、他の生徒との関係で悩んでいる生徒がいれば、教職員から支援の手を差しのべなければならぬことは言うまでもありません。

(3) 生徒同士の関係が改善されたように見えても、継続的かつ慎重な見守りを行うこと

いじめは、それを受けた生徒の心身や学校生活に多大な悪影響を及ぼし、

しかもその影響を解消することは容易ではありません。従って、学校によるいじめ防止措置等によって一度は生徒同士の関係が改善され、落ち着いたように見える場合であっても、継続的な見守りを行い、さらなる支援が必要かどうかを慎重に観察しなければなりません。

本件に即して言えば、平成27年8月にAさんが部活に復帰する段階で、Bさんが引退していたとしても、Aさんがスムーズに部活に復帰できているかどうか、部活内での対人関係に問題がないかどうかを慎重に見守る必要があったと考えます。このような継続的かつ慎重な見守りを欠いたこともまた、本件における大きな問題だったと考えます。

(4) いじめ防止対策推進法、国及び県の基本方針、学校基本方針に基づいた対応を徹底すること

学校においては、これらの法律及び基本方針の意義を全教職員に再認識させ、それらに基づく対応を徹底させなければなりません。形式的に学校基本方針を定めたり、いじめ対策委員会を設置するだけでは全く足りないと言えます。学校に設置されたいじめ対策委員会が、情報共有や組織的判断の機能を果たしていないのであれば、これを直ちに改善し、実効性のある対応といじめ防止措置を取りうる態勢を整えなければなりません。

教職員の多忙は憂慮すべき現状ではありますが、いじめが原因となって重大事態が発生してしまってからでは取り返しがつかないのです。

(5) 教職員間の情報共有を徹底し、保護者への情報提供を適切に行うこと

学校においては、教職員間や各種会議体間でいじめに関する情報共有を徹底しなければなりません。そのためには、いじめ又はその疑いに関する情報をどの会議体に集約するのか、いじめ又はその疑いに関する調査及び判断をどの会議体で行うのかなど、学校におけるいじめ防止対策の仕組みを予め明確に定めておき、実際にいじめ又はその疑いを把握したら、まずはその仕組みに沿って対応すべきと考えます。

また、学校においては、部活内部での生徒間の問題は学年を異にする生徒間の問題となりやすく、指導という形でのいじめにつながりやすいことを理解しておかなければなりません。

さらに、学校内に留まらず、生徒の保護者との情報共有も適切に行われなければなりません。高校においては、生徒の年齢も高くなっており、義務教育を卒業してより高度な教育が行われることから、生徒の保護者の中には、学校へ連絡をして生徒の学校での状況を相談することに抵抗を覚える者も少なくありません。そのような観点から、学校の方から積極的に保護者に対して連絡を取り、生徒の悩みやいじめの疑いに関する情報を見落

とさないよう連携を深めることが重要だと考えます。

(6) いじめ又は生徒間のトラブルに関する情報を記録化し、活用方法を検討すること

学校において、いじめ又は生徒間のトラブルについて具体的に議論された場合には、その内容をその後の学校対応やいじめ防止に役立てなければ意味がありません。本件に即して言えば、学年会やコンサルテーションでAさんとBさんの問題が議論されていたにも関わらず、前記のような不適切対応にとどまってしまいました。ですから、いじめ又は生徒間のトラブルに関する情報は、できる限り会議の議事録や当該生徒に関する記録として残し、その後の対応に活用することが望ましいと考えます。本件と同様の事件を二度と繰り返さないため、いじめ又は生徒間のトラブルに関する情報の記録化、漏れの無い活用方法を検討しなければならないと考えます。

(7) 生徒の自主性の名のもとに、学校がとるべき対応を怠らないこと

部活動において、生徒の自主性を重んじることは生徒の成長発達にとって望ましい効果を生むこともあります。しかし、生徒の年齢が上がってある程度生徒の自主性に任せることができるとしても、やはり発達途上の生徒らの行う活動ですから、顧問や教職員が生徒らの関係を適切に見守り、必要に応じて介入し、適宜生徒らの関係調整を行うことが必須の対応です。自主性の名のもとに生徒の活動を放任し、その結果教職員らがいじめ又はその疑いを見逃すことは、教育の放棄と言わざるを得ません。

(8) 重大事態発生後に適切な情報提供を行うこと

いじめ防止対策推進法では、「学校の設置者又はその設置する学校は、…（重大事態に係る事実関係を明確にするための）調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。」と定められています。

重大事態が発生した場合には、全校アンケートを含めた調査が行われるのが一般的ですが、これらの調査結果についても、いじめを受けた生徒やその保護者に適切な時期及び方法によって情報提供なされなければなりません。本件について言えば、本件事件発生直後に行われたアンケート調査結果は、対策委員会が調査報告書を提出してから8か月以上経過した後、やっとAさんの保護者に開示されました。これほど時間を要した理由として、アンケート回答者のプライバシーに配慮した適切な処理（筆跡を分からないようにするためのタイピング、個人を識別できる情報のマスキング

等)を行っただけで開示しなければならないという理由があることは理解できますが、いじめを受けた生徒の尊厳保持のためにも、できる限り早期に開示がなされるよう配慮が求められます。具体的に言えば、教育委員会は、膨大な数のアンケートの入力作業を行うための人員の確保、マスキングすべき情報の基準の策定などの事前準備を整えておくことが必要と考えます。

#### (9) 教育委員会から各学校への適切な指導を行うこと

教育委員会は、学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事項について、所管する学校に対して指導・監督する権限を有しており、またその義務を有しています。教育委員会は、本校のように重大事態が発生した場合には、重大事態への対応やその後の再発防止について、当該学校で適切な対応及び措置が取られているかを確認し、必要な指導を行うことが求められます。

本件では、県教育委員会は、対策委員会の調査報告書を本校に送付するとともに、同調査報告書の第4章「本校のいじめ認知と組織的対応をめぐる課題と提言」を参考に再発防止に向けた対応に取り組むよう指示を行いました。しかし、前記のとおり、本校における調査報告書の活用は不十分なものであり、本件事件から教訓を得て、二度と同様の事態が起らないようにするという確固たる再発防止に向けた取り組みが本校でなされたとは到底いえません。したがって、県教育委員会が学校へ簡単な指示を行っただけではいじめ防止対策としては不十分であり、教育委員会から学校に対して実現可能な方策を具体的に指示するなど、より適切かつ効果的な指導を行わなければならないと考えます。

#### (10) インターネットを通じた誹謗中傷、プライバシー侵害の阻止のための体制を整えること

本件事件発生後、Aさんが亡くなったことに関してインターネットや携帯メールを通じて、不適切又は誤った情報が広まり、関係者の名誉を毀損したり、プライバシーを侵害する情報が数多く発信されました。今後は、このような事態を想定し、このような事態を防止するための対応を検討すべきと考えます。

その一つとして、生徒に対し、インターネットを通じた情報発信等によって安易に他者の人権を侵害しないよう教育をしておく必要があります。また、これらの人権侵害が発生してしまえば、学校のみで対応することは人的にも能力的にも非常に困難ですから、教育委員会が警察や法務局と連携したうえで、このようなインターネットを通じた誹謗中傷、プライバシー

侵害を阻止できる体制を整えておき、実際に重大事態が発生した際はこれらの人権侵害への対応を行うべきと考えます。

(11) 本調査報告書を県内の全教職員に理解させ、十分に活用すること

本委員会は、学校において、本件事件のようなことは二度と起こしてはならないと考えます。そして、Aさんの尊厳を回復し、本件のような重大事態の再発を防止するためには、教職員らが本調査報告書を読み、それぞれの時点、それぞれの立場から、どのようなことができたのか、どのようなことをすべきだったのかを具体的に思案し、各人が本件事件から教訓を得ることが最も効果的だと考えます。そして、調査報告書の活用方法は種々ありますが、本調査報告書の抜粋や要約を用いたのでは、本件事件から得られる教訓が半減してしまう恐れがあります。したがって、県教育委員会及び県知事は、その責任と権限において、個人情報及びプライバシーの取扱いには十分配慮したうえで、本調査報告書を県内の全教職員に一度は読ませて研修を行い、現在のいじめ防止対策が十分であるかどうかを徹底的に検討し、再発防止のための方策を実施しなければならないと考えます。